

火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8年 3月27日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第 7号

火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防条例（昭和37年名古屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。
第10条の 2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第 1項中「熱気浴室に設ける放熱設備（以下「熱気浴設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に、「前条」を「第10条」に改め、同条第 2項中「熱気浴設備の」を「一般サウナ設備の」に改め、同項第 2号中「熱気浴設備は、」を削り、同条を第10条の 3とし、第10条の次に次の 1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第10条の 2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、出力 6キロワット以下のものであり、かつ、まきを使用するもの又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及

び構造の基準は、第 5 条第 1 項第 2 号から第 9 号まで、第 14 号及び第 19 号（イを除く。）、第 7 条第 2 項並びに第 10 条の 3 第 2 項第 1 号の規定を、管理の基準は、第 5 条第 3 項第 1 号から第 5 号までの規定をそれぞれ準用する。この場合において、第 7 条第 2 項中「前項に規定するもののほか、不燃材料」とあるのは「不燃材料」と読み替えるものとする。

2 簡易サウナ設備の構造の基準は、前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の温度が過度に上昇した場合において、自動的に熱源を停止できる装置を設けることとする。ただし、まきを使用する簡易サウナ設備にあつては、速やかに使用することができる位置に消火器を設けたときは、この限りでない。

第 45 条第 2 項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 4 号中「熱気浴室」を「サウナ室」に改める。

第 57 条第 6 号を削る。

第 68 条中第 4 号の 4 を第 4 号の 5 とし、第 4 号の 3 を第 4 号の 4 とし、同条第 4 号の 2 中「熱気浴設備」を「一般サウナ設備」に改め、同号を同条第 4 号の 3 とし、同条第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(4) の 2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 3 月 31 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置されている簡易サウナ設備及び一般サウナ設備又は現に設置の工事中である簡易サウナ設備及び一般サウナ設備のうち、この条例による改正後の火災予防条例（以下「新条例」という。）第 10 条の 2 又は第 10 条の 3 の規定に適合しないものの位置、構造及び管理の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に簡易サウナ設備又は一般サウナ設備を設置している者に対する新条例第 68 条の規定の適用については、同条中「あらかじめ」とあるのは、「令和 8 年 5 月 31 日までに」とする。